

令和8年度「若年妊産婦支援促進事業」業務委託企画提案公募要領

この要領は、令和8年度「若年妊産婦支援促進事業」を委託するにあたり、委託事業者を公募し、プロポーザル方式により企画提案内容を審査し、委託事業者を決定するため必要な事項を定めるものです。

なお、本公募は、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に募集の手続きを行うものであり、予算の成立状況によっては、事業の中止又は事業内容を変更して実施する場合がありますので、予めご了承ください。

1 事業名

若年妊産婦支援促進事業

2 委託業務の概要

別添の「若年妊産婦支援促進事業_業務委託企画提案仕様書（以下、仕様書という。）
のとおり。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 見積限度額（未定）

26,355,000円

※なお、上記の金額は、企画提案にあたって提示する委託金額の上限額であり、契約金額とは限らない。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

【地方自治法施行令第167条の4第1項】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

- (3) 委託業務の実施にあたり、業務内容等について、沖縄県の担当者と、随時、連絡調整を行える者であること。

- (4) 応募はコンソーシアムでも可とし、その場合の要件は以下のとおりとする。
- ① コンソーシアムを代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② コンソーシアムの全ての構成員は、上記応募資格（1）及び（2）の要件を満たす者であること。
 - ③ コンソーシアムを構成する事業者のいずれかが、応募資格（3）の要件を満たす者であること。
 - ④ コンソーシアムの構成員が、他のコンソーシアムの構成員として重複応募する者でないこと。
 - ⑤ コンソーシアムの構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑥ コンソーシアムを代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (5) 沖縄県内に本社又は事業所を有する法人であること。コンソーシアムの場合は構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (6) 1提案者(コンソーシアムで事業を実施する場合は1コンソーシアム)につき、提案は1件であること。
- (7) 応募者が、県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者についてはこれらに加入していること、雇用する労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払っていること、労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。

6 応募スケジュール

※スケジュールは変更する場合がある。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1) 企画提案公募及び質問受付開始 | 2月27日（金） |
| (2) 質問事項受付締切 | 3月4日（水）12時必着 |
| (3) 企画提案参加申込締切 | 3月9日（月）16時必着 |
| (4) 企画提案書提出締切 | 3月13日（金）16時必着 |
| (5) 選定審査会 | 3月17日（火）予定 |
| (6) 審査結果通知（優先交渉事業者の通知） | 4月初旬以降 |
| (7) 見積書提出、委託契約締結 | 4月中旬以降 |

7 応募方法等

- (1) 公募要領及び仕様書の配付
 沖縄県ホームページ「新着情報」又は「公募・入札発注情報」 > その他・事務の代行 > 令和8年度実施業務からダウンロードすること。
- (2) 質問事項の受付
- ① 受付期限：公募開始から令和8年3月4日（水）12時まで（必着）
 - ② 質問方法：「質問書」【様式1】に記入し、メール又はFAXのいずれかの方法により提出すること（必ず受信確認を行うこと。）
 - ③ 回答方法：質問のあった事項については、随時、沖縄県こども未来部こども家庭課のホームページに掲載する。最終回答は令和8年3月5日（水）17時までに行う予定。

(3) 企画提案参加申込

- ① 申込期限：令和8年3月9日（月）16時（必着）
- ② 提出書類：「企画提案参加申込書」【様式2】及び「誓約書」【様式3】
※コンソーシアムの場合、誓約書は構成員ごとに作成すること。
- ③ 提出方法：郵送又はメールにより提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出期限：令和8年3月13日（金）16時（必着）

② 提出書類

- ア「質問書」・・・・・・・・・・【様式1】
- イ「企画提案参加申込書」・・・・・・・・【様式2】
- ウ「誓約書」・・・・・・・・・・【様式3】
- エ「企画提案応募提案申請書」・・【様式4】
- オ「法人等概要」・・・・・・・・・・【様式5】
- カ「業務実績」・・・・・・・・・・【様式6】
- キ「経費見積書」・・・・・・・・・・【様式7】
- ク「企画提案書」・・・・・・・・・・【任意様式】
- ケ「定款、規約」
- コ「その他法人等の概要が分かる参考資料等」
- サ「直近2期分の財務諸表等計算書類」（写）
- シ「コンソーシアム協定書」（コンソーシアムの場合に限る）

③ 提出部数

上記シの協定書は1部、その他については各6部（正本1部、副本5部）

④ 提出書類の形式

上記アからシまでの書類をA4長辺側に穴開けして一式にまとめること。

上記クの企画提案書は、左端を綴じA4長辺側を穴開け、適宜インデックス等を付けページ番号を付すこと。

※上記カの業務実績は、可能な限り実績報告書又は成果物の写しを添付すること。

ただし、実績報告書又は成果物の著作権及び所有権が企画提案者に属さない場合は、著作権を有する者等に確認の上、提出すること。

⑤ 提出方法：持参又は郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限までに必着）

(5) 各書類の提出先

※下記「13 問い合わせ及び提出先」参照

8 企画提案書の作成方法

企画提案書は、A4版20ページ以内とし、片面印刷とすること。

企画提案書には、別添企画提案仕様書の「4 業務の内容」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

(1) 企画提案概要について

- ① 支援対象である若年妊産婦等を取り巻く環境の状況
- ② 若年妊産婦支援体制の現状と今後の展望
- ③ 委託業務を実施する際の主なコンセプトやポイント

(2) 業務実施体制について

① 専門職などの人材配置計画や事務局体制及び責任、管理体制等

※業務実施に必要とされるスキル及び経験や資格を有する人材を配置するにあたり、従事する人材の経歴等を明記すること。

※業務を統括し、円滑な業務の推進及び全体の進捗管理や外部機関及び沖縄県との連携を行う者を設定し、その活動スキームを示すこと。

(3) 委託業務の実施方法等について

① 企画提案仕様書「4 業務の内容」について、それぞれ具体的な提案をすること。

(1) 情報収集・発信等について

① ア～カで投稿を想定する記事の事例をあげること。

② 留意事項への対応方法について明記すること

(2) イベント型の「スポットミニ」の実施等について

① 「スポットミニ」実施条件ア～エについて、具体的な内容を明記すること。

② 「スポットミニ」から「非常設型若年妊産婦の居場所設置モデル事業」への移行が、スムーズに行われるための提案。また「非常設型若年妊産婦の居場所設置モデル事業」から、市町村事業への移行が、スムーズに行われるための提案。

③ その他、留意事項に関する提案やコンサルテーションのポイント等

(3) 「若年妊産婦専門支援員養成講座」の実施及び本格運用までのトータルコーディネートについて

① 「若年妊産婦専門支援員（若ママコンシェルジュ（仮）養成講座）実施にかかる内容について、検討委員会から提案された資料に基づき、具体的に提案すること。（カリキュラム内容及び実施回数、講師候補、実施会場、テキスト編集、受講者への周知方法等について）

② 「若年妊産婦専門支援員（若ママコンシェルジュ（仮））試行運用について若ママコンシェルジュ（仮）の活動に必要なだと思ふ項目及び検証内容のア～オについて提案すること。

③ 市町村、関係機関及び企業等との具体的な連携や協力依頼の方法等について

④ 具体的な連絡体制及びアドバイザーの設置によるフォロー体制について

(4) 類似業務の業務実績について

(5) 業務実施スケジュールについて

① 令和8年度における業務スケジュール

② 令和9年度以降も同事業の継続実施を予定していることから、令和8年度から令和10年度までの継続的な業務実施ロードマップ計画等についても、企画提案すること。ただし、今回委託事業者として契約しても、次年度以降において継続して契約することを保証するものではない。

(6) 経費について

① 令和8年度から令和10年度までの積算見積書の提出等

(7) 独自提案について（ただし、「4 見積限度額」の範囲内で提案すること。）

9 委託事業者の選定方法

委託事業者を選定するにあたり、以下のとおり、第一次審査及び最終審査を行う。

なお、審査内容及び審査経過等のほか提出された企画提案書については公表しない。

(1) 第一次審査（書類審査）

応募資格等の確認などの書類審査を行う。なお、企画提案者が多数の場合は、沖縄県こども家庭課にて企画提案書による企画内容を審査し、上位3者程度を選定する。

書類審査で選定された提案事業者に対しては、最終審査（プレゼンテーション審査等）の日程をメールで連絡し、選定されなかった企画提案者に対しては、結果のみを文書で通知する。

(2) 最終審査（プレゼンテーション審査等）

企画提案選定審査会において、提出された企画提案の内容等について、①～④のとおり審査を行い、業務委託を行う事業者の優先交渉順位を決定する。

① 企画提案者が提出された企画提案書等に基づき企画内容の説明を行い、審査委員が審査する。なお、企画提案事業者の会場への入場は3名以内とする。

② 説明時間は25分間（プレゼンテーション：15分、質疑応答：10分）を予定している。

③ プレゼンテーション審査日は令和8年3月17日（火）を予定しており、時間や場所等については後日メールで連絡する（審査日に変更があった場合も同様）。

④ 企画提案参加申込状況等によっては、プレゼンテーション審査をオンライン方式により実施、又は、プレゼンテーションを行わず書類審査により最終審査を実施する場合がある。

(3) 優先交渉順位の決定方法

上記（1）及び（2）を経て、業務を委託する候補者としての優先交渉者及び優先交渉順位を決定する。

優先交渉順位が第1位である事業者と業務委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該事業者と委託契約を締結する。

ただし、優先交渉順位第1位の事業者との協議が合意に至らなかった場合は、順次、次順位の事業者と委託契約に関する協議を行う。

10 企画提案に係る留意事項

(1) 企画提案は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めない。また、提出された書類は返却しない。

(2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案は、無効とする。

(3) 応募資格を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格を満たさなくなった者が提出した企画提案は、無効とする。

(4) 企画提案書の作成に要する費用等、企画提案に要する経費については、企画提案者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。

11 結果の通知

選定結果は、全ての企画提案者に対して文書で通知する。

12 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続

① 業務委託の候補者を決定したときは、県は、改めて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から

見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で委託契約を締結するものとする。

- ② 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付すること。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

13 問い合わせ及び提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁3階）

沖縄県子ども未来部子ども家庭課子ども福祉班（担当：金子、宮里）

TEL：098-866-2174 FAX：098-868-2402

E-mail：aa022004@pref.okinawa.lg.jp